

# マイナンバー制度 F A Q

## Q1 どのような制度ですか

全国民の収入を把握し、社会保険料や税の納付漏れがないかを管理することを目的に、生まれたばかりの赤ん坊からお年寄りまで国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が割り振られます。その後、このマイナンバーと年金番号や銀行口座などあらゆる個人情報が番号にひも付けられることとなっています。

まずは、この10月中旬以降、各世帯には薄い緑色の紙でできた「通知カード」が「転送不要」の簡易書留で、住民票のある市区町村より郵送されます。

- ※ 世帯主宛てに世帯の人数分がまとめて送られてきます。
- ※ 「通知カードが届くのは、本年10月5日時点で住民票に記載されている住所です。もし違う住所に住んでいる場合には、10月4日までに住民票の記載住所を現住所に移す必要があります。また、入院中の患者や介護施設の入所者、またドメスティックバイオレンスやストーカーの被害者といったやむを得ない事情に限り、「市区町村の窓口で『居所情報登録申請書』を提出すれば、送付先を変更することができます。
- ※ 配達時に不在の場合はポストに不在票が入り、一週間は郵便局に、それ以降は市区町村に保管されますので受け取りが可能です。
- ※ 本年11月末を過ぎても届かない場合には、市区町村の窓口か、コールセンター(全国共通番号：0570-20-0178)に問い合わせることとなっています。

この「通知カード」には、各人のマイナンバー・住所・氏名・生年月日・性別が記載されていますので、各項目に間違いがないかを確認する必要があります。

もし間違いがあれば、市区町村に必ず問い合わせし、訂正処理を行う必要があります。

各自のマイナンバーは、コンピュータでランダムに12桁の番号を作成するようで、たとえ家族でも連番になることはないようです。

このマイナンバーは基本的には一生変わらない番号で、ある番号の並びが気に入らないからといって勝手に変更はできません。

- ※ マイナンバーを例外的に変更できるケース  
番号が流出して不正利用の恐れがあるなど、一定の要件を満たした場合には変更は可能です。例えば、12桁全てが同一（ex.すべて1とか）などの場合には『容易に記憶され不正利用の恐れがある』として変更が認められる可能性があります。

## Q2 個人番号カードとは何ですか

「通知カード」を受け取った後は、その取得が任意とされている「個人番号カード」を作るかどうかの判断が必要となります。

この「個人番号カード」は、本人確認の際の公的身分証明書として使えるほか、行政手続きの際においては「個人番号カード」の提示で書類の発行などがスムーズになります。また、H29年1月から連用が開始される『マイポータル』へログインする際にも内蔵されているICチップを利用できるようになっており、オンラインで納税状況等を確認できるようになります。

全国民が「個人番号カード」を持てば、行政サービスの大幅な経費削減が可能になると予想されるため、行政側は国民全員に「個人番号カード」を取得して欲しいと考えているようです。

利用者側においても、「個人番号カード」を持つことによるメリットは大きく、例えば公的機関であれば確定申告・各種社会保険関係・年金の裁定請求などに使えることになっており、民間に対しても勤務先・保険会社・証券会社などにはマイナンバーを告げる場面が出てきますので、所有していると便利ではないでしょうか。

※ お年寄りや子供に「個人番号カード」は必要か

自分で管理ができない子供やお年寄りなどは、すぐに作る必要はないでしょう。が、①介護サービスの申請など社会保障分野では、「個人番号カード」の提示により利用しやすくなるという利点がある ②銀行口座開設などの場面では、これまで幼い子供の銀行口座の開設は、住民票の写しや母子手帳などの本人確認書類が必要でしたが、今後は「個人番号カード」の提示だけで済む ③将来的には、マイナンバーで予防接種の記録も照会できるようになる予定で、受診漏れがなくなるなどの利点を勘案して決めましょう。

「個人番号カード」を取得することを選択した場合には、①「通知カード」と一緒に届く申請書に本人の顔写真を添付して返送 ②来年1月以降に交付通知書が送られてきますので、これを持って交付場所で受け取る というステップを踏みます。

「個人番号カード」は、キャッシュカードの大きさにICチップが搭載されており、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が、裏面にマイナンバーが記されることとなっています。

※ 「個人番号カード」の取扱注意点

「個人番号カード」は身分証としては便利ですが、たとえば今後スポーツジムやレンタル店で「会員証」をつくる場合には、“表面”だけを提示するだけでよいことに注意してください。

通常、身分証明書の写しとしてコピーを取ってもよいとされているのは、「個人番号カード」の“表面”だけで、法律で認められた場合を除いては“裏面＝マイナンバーが記載されている”をコピーするのは法律違反となっています。

このような場合を想定してか、「個人番号カード」の交付の際に、ナンバーの部分が隠れるように作られた『カードケース』も一緒に無償で交付されることとなっているようです。

### Q3 マイナンバーはいつから使うのですか

「通知カード」で自分のマイナンバーを知ったとしても、実際に番号を使うことになるのは、制度が開始される来年1月以降となります。

まずは社会保障、税、災害対策の3分野での行政手続きのみで使用されます。ハローワークでの雇用保険、税務署での確定申告、市区町村での被災者台帳作成といった手続きの際にマイナンバーの提示を求められます。

が、実際には、本年度（H27年）に番号を聞かれることが多いはずですが。

□ サラリーマンの方

今年（H27年）12月の年末調整の際に、会社から聞かれることとなります。その際、H28年分の『扶養控除等(異動)申告書』を提出しますが、そこにマイナンバーを記入する欄があります。

□ 店舗や借り上げ住宅など法人または個人事業主向けに土地、建物を貸している方

賃借人からマイナンバーを聞かれることとなります。来年以降、税務署に提出する申告書や支払調書を作成するため、番号の事前収集が認められているためです。

さて、勤めている会社からマイナンバーの提示を求められた場合に、拒むことは出来るのでしょうか。

一応、拒否したことへの罰則はありませんが、企業側では就業規則の改定などにより「マイナンバーの開示」を義務付けている会社も増えているようです。

拒否された場合の企業側の対処法としては、国税庁HPでは次のように記載されている。

「法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください」

## Q4 外国人の方はどうなるのですか

外国人も例外ではありません。日本に中長期間在留する外国人（以下、中長期在留者という）は、出入国港において在留カードの交付を受け、居住地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場で住民基本台帳制度に基づく転入届を提出します。これによって住民票が作成されます。マイナンバー制度における「通知カード」は住民票を有する者に市区町村から送付されるので、中長期在留者にも12桁のマイナンバーが通知されます。

- ※ 中長期在留者とは、日本に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3ヶ月以内の在留期間が決定された者、②「短期滞在」の在留資格が決定された者、③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者及び④これらに準ずる者として法務省例で定めるものを除く者といえます。

以降、中長期在留者のマイナンバーと基礎年金番号は情報システムによって照合されます。外国人が日本の永住権を申請するにあたっては、納税義務等の公的義務を果たしていることが一つの要件とされているため、今後は社会保険料の納付状況がいわば自動的に確認されることが懸念されます。これを機に、当局による外国人労働者の方に対する社会保険への加入の強制が予想されます。

また、H28/1月以降は、給与所得者の源泉徴収票や各種支払調書にもマイナンバーが記載されることになるため、外国人の確定申告書の提出や納税状況についても行政機関が把握することが可能となります。在留期間の更新許可申請において、納税義務を果たしていない場合には、消極的な要素として評価されます。

## Q5 法人番号とは何ですか

個人に対してマイナンバーが交付されると同時期に、法人（会社）に対しては「法人番号」が交付されます。どのようなものでしょうか。内閣官房のHPにあるQ & Aを見てみましょう。

個人の個人番号と法人の法人番号を合わせて、（広義の）マイナンバー制度と考えてよいのではないかと思います。

### Q5-1 法人番号は何桁ですか？

法人番号は数字のみで構成される13桁の番号になります。会社法等の法令の規定により設立登記をした法人（設立登記法人）の場合は、商業登記法に基づく会社法人等番号（12桁）の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

### Q5-2 法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか？

法人番号自体には、マイナンバーとは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

行政分野における法人番号の利用について申し上げますと、平成28年1月以降、税分野の手続において行うこととされており、例えば、法人税の申告の場合、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくこととなります。

### Q5-3 法人番号はどのような団体に指定されるのですか？

法人番号は、① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 設立登記法人 ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、所得税法第230条に規定する「給与支払事務所等の開設届出書」など、国税に関する法律に規定する届出書を提出することとされているものに対して指定されます。

また、上記によって法人番号を指定されない法人又は人格のない社団等であっても、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は一法人に対し一番号のみ指定されることとなっておりますので、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されません。

### Q5-4 個人事業主には法人番号を付番する予定はありますか？

個人事業主に法人番号を付番する予定はございません。

### Q5-5 法人番号はいつどのように通知されるのですか？

平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。

### Q5-6 法人番号はどこへどんな郵便で通知されるのですか？また、登記簿上の住所への郵便物について 転送届を出している場合は転送されてきますか？

設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体については、当該届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ通知されます。郵便の種類は、設立登記法人の場合は普通郵便、人格のない社団等の場合は簡易書留で送付されることとなります。

郵送については国税庁から送付する際には転送不要の手続きは行わないため、後は郵便局での手続き次第で転送されるかと思われます。

設立登記法人が本店又は主たる事務所の所在地の変更の登記手続きを行っていない場合や、設立登記法人以外の法人等が税務署へ届け出ている本店又は主たる事務所の所在地の変更手続きを行っていない場合には、変更前の本店又は主たる事務所の所在地へ通知されることとなります。

## Q5-7 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのですか？

法人番号は、インターネットを通じて公表することを予定しています。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3項目（基本3情報）です。また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

なお、法人番号の指定を受けた団体のうち、人格のない社団等の公表については、国税庁長官がその代表者又は管理人の同意を得なければならない（番号法第58条第4項）とされています。そのため、公表に対して当該同意をした人格のない社団等についてのみ、基本3情報が公表されることになります。

個人の「個人番号」は番号法などによる厳正な取り扱いが要求されますが、法人の「法人番号」は**公開情報**なのでそのような扱いは要求されません。

## Q5-8 法人番号の公表サイトでは、法人番号等の検索やデータダウンロードが可能になるとのことですが、それらの機能の詳細（仕様）について教えてください。

法人番号の公表サイトにおける法人番号等の検索やデータダウンロードなどの機能の詳細（仕様）については、国税庁ホームページの「社会保障・税番号制度について」の「法人番号について（ご紹介コーナー）」に「法人番号の公表機能に係る仕様」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

なお、掲載している「法人番号の公表機能に係る仕様」に関するお問い合わせについては、国税庁ホームページの「法人番号の公表機能に係る仕様のお問い合わせ入力画面」を利用してください。

## Q6 103万円・130万円の壁とは

パートの妻の年収が103万円以下であれば、控除対象配偶者となり税金はかかりません。130万円以下だと社会保険上の扶養家族となり、妻は健康保険料や年金保険料を払う必要がありません。その分岐点を「103万円・130万円の壁」といいます。

いままで妻のパート収入を低く偽って記入し、103万円・130万円の壁の恩恵を受けてきたサラリーマンの方には酷ですが、H28年以降税務署に提出される源泉徴収票には扶養親族のマイナンバーを記載する欄も設けられているため、容易に妻のパート収入が分かってしまうようになります。

さらに、将来的には銀行口座もマイナンバーとのひも付けが義務化される可能性が高いといわれています。そのような場合には、マイナンバーがひも付けされていない口座は銀行側が預金引き出しを拒否するという流れとなり、必然的に銀行へマイナンバーの提示が必要になるといわれています。

このマイナンバーの利用は、証券会社・保険会社にも広がっていくようです。

現在、証券会社との取引においては特定口座を利用することが一般的ですが、この特定口座もマイナンバーと結びつけることに、保険会社との契約においては、契約者・被保険者のマイナンバーを記載することに各々なるといわれています。

## Q7 マイナンバー導入にあたって（企業側）

Q6までは、マイナンバー制度につきマイナンバーを交付される個人の立場に立っての記述が主でしたが、ここでは支払者である企業の側でのマイナンバー制度導入にあたっての留意点等につき記載します。

**Q7-1 税務関係の申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められますが、いつからの書類でしょうか。**

- ① 所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
- ② 法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ③ 法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
- ④ 申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

**Q7-2 番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めており、企業側の負担が増大するといわれていますが、どの点が大変になるのでしょうか。**

企業であれば、社員の給与計算でもこのマイナンバーが必要となり、下記のような負担が増加することが予想されています。

### ・回収・登録時

マイナンバーの通知が開始されたら、社員のマイナンバーを回収し、登録しなければなりません。まず通知が開始になる前に社員へ制度の説明を行う必要があります。そして通知カードと身元確認証の提出を呼びかけます。企業規模が大きいほど、回収登録には工数がかかりますので、事前に対応するフロー、ルールを用意しておく必要があります。

### ・保管・運用時

回収登録が済んだら、利用に向けてマイナンバーを保管、運用していきます。マイナンバーは特定個人情報にあたるので、情報漏えい時には個人情報保護法、番号法によって厳しく罰せられます。情報漏えいリスク対策として、個人情報とマイナンバーを切り分けて管理する必要があります。また、書類にマイナンバーの記載が必須となるので現在使用している人事給与システムの改修も必要になる可能性があります。セキュリティ環境の見直しは大きなプロジェクトになるので大きな対応工数と費用がかかることが予想されます。

その他にも、社会保険関係事務などにもマイナンバー制度は利用されることとなっており、企業にとっては事務負担並びにセキュリティ対策負担が増加することは必定です。

**Q7-3 マイナンバーを含む個人の情報を漏洩させると、担当者やその企業に刑事罰が科されるって本当でしょうか。**

「故意」でない限り、刑事罰は科されません。

例えば民間企業の人事部でマイナンバーを扱う従業員が、正当な理由なく故意に情報を漏洩させた場合、刑事罰が科されます。

一方で、サイバー攻撃による漏洩など、故意でなく過失による漏洩には、刑事罰が科されることはないとのことです。

マイナンバー関連法には、漏洩した企業に対する罰則も規定されていますが、たとえ従業員がマイナンバーの不正漏洩に手を染めても、それだけで会社が罰せられることはなく、「会社ぐるみ、あるいは社長による故意の漏洩といったケースでないと、事業者には刑事罰は科されないとされています。

但し、これらはいずれも刑事罰の話で、民事でいえば、住所や氏名といった他の個人情報の漏洩と同様、故意の有無にかかわらず管理責任を問われ、損害賠償を請求される可能性があるとしてされています。

が、従業員以外の膨大なマイナンバー情報を取り扱う業態以外の会社では、商魂逞しいシステム屋さんなどの過度の売り込みに対処する必要はないようです。

#### **Q7-4 マイナンバーを含む情報の管理は、どこまで厳重にする必要があるのでしょうか。**

一般的な人事給与システムと同じくらいと考えていいといわれています。

一般的な人事給与システムであれば、他の社員の情報を閲覧できないようにアクセス管理がされているはずであり、これと同程度のセキュリティ、普通の企業が常識的に人事情報を管理するレベルがあればいいとされています。

マイナンバー情報を保管しているデータ・ベースへのアクセスに制限をかける、紙ベース（つまり書類）でのマイナンバー情報を金庫に保管する などの方法をとっていけばよいようです。

#### **Q7-5 企業が従業員やアルバイトのマイナンバーを集められるようになるのはいつからでしょうか。**

通知カードが配布された直後から可能となります。

マイナンバーによる所得の捕捉が始まるのはH28/1/1からであり、一番最初にマイナンバーが必要になるのは年賀状配達のアパートだろうといわれています。年始のアパートを募集する際には、採用の際など事前に当人のマイナンバーを聞き出す必要がありますので、業種によってはご注意ください。また、H27年中に、準備行為としてマイナンバーを集めることは認められています。

前述しましたように、原稿料・講演料等につきましても、H28/1月からはマイナンバーを聞き出すことが求められます。

従業員の所得に関連して税務署へマイナンバーの提出が求められるのは、常勤の会社員であればH28年年末の年末調整からで、それまでにマイナンバーを収集すればよいこととなります。但し、H28年中に海外に転勤になるような場合、その時点で申告のためマイナンバーが必要になります。

#### **Q7-6 マイナンバーを集めるのは従業員等だけでしょうか。**

支払の相手先が個人の場合で、①源泉税を徴収する必要がある場合（ex.税理士、弁護士、講演の講師など） ②事務所等を借りている場合 ③配当金を支払う場合 などには、必要となります。

この場合にも、マイナンバーを相手が教えてくれない という場合も想定されますが、Q3と同様に相手先が拒んでも罰則はなく、支払元は提示を受けられなかった経緯を記録し、保存しておく必要があります。

マイナンバー制度を導入するために、今は取扱いを緩くしているのですが、マイナンバーの提示を拒否した場合の罰則を盛り込むよう法改正がいずれなされるのではないかとされています。

## Q7 マイナンバー導入チェックリスト（企業側）

マイナンバーの交付を目前に控えて、内閣府から「マイナンバー導入チェックリスト」が公表されました。

※URLは、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/checklist.pdf>

システム屋さんなどが「絶好の商機到来」と捉え、「山より大きな猪が出るぞ」と触れ回り、徒に不安を掻き立てていますが、このチェックリストを参考にすれば、多くの中小企業には役立つはずで、その内容を順番に（上の行から）見ていきましょう。

標題は、当然に「マイナンバー導入チェックリスト」となっています。

次に、「☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみならず、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。」とあります。どのような「適切に」となるのか、このチェックリストを使用していきますよ、ということを示しています。

以下で、具体的チェック項目を、「担当者の明確化と番号の取得」、「マイナンバーの管理・保管」、「従業員の皆さんへの確認事項」に分けて記載しています。一つずつ見ていきましょう。（※以下が当方のコメントです）

まず、「担当者の明確化と番号の取得」です。

□ **マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。**

※ 中小企業ですと、社長自らが経理・総務担当者になる場合が多いのではないのでしょうか。

□ **マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。**

※ マイナンバーは、上記の目的以外の利用は出来ないことを、社長以下の会社側と提出する従業員側の双方が理解しておく必要があります。

□ **マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。**

① 写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行きましょう。

注1) 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

注2) アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

※ 多くの場合に、通知カードをコピーすることになるでしょう。書損（コピー不良）対策のため、シュレッダー（家庭用であれば1万円以内で取得できます）は必要ではないでしょうか。

※ アルバイトやパートにも必要になることに注意してください。

次に、「マイナンバーの管理・保管」です。

□ **マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。**

**無理にパソコンを購入する必要はありません。**

※ 「無理にパソコンを購入する必要はありません」とありますように、「システムを入れれば安心」というのはシステム屋さんのセールス・トークであることが良くお判りでしょう。

- ※ 「マイナンバーを記載した書類がある」ことが一瞥すれば分かるようなところには決して置かず、また保管場所には鍵がかかる金庫等を選びましょう（棚や引出しは余りお勧めできません）。

□ **パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。**

- ※ 給与計算をPCで行っており、そのPCがネットに接続されているような場合には、ネットを通じた外部からの侵入（ウイルス）が考えられるため、①ウイルス対策ソフト（数万円で購入可能）を導入していなければ一刻も早く導入を ②ウイルス対策ソフトを導入しているが常に最新版に更新されていないければ、最新版への更新可能なように契約を改めましょう。
- ※ ウィルス対策ソフトの導入は、外部からのネットを通じたの侵入に対する対策ですが、企業内部への対策として、マイナンバー情報が入っているPC（サーバーを含む）へのアクセスを制限（企業内部の人間がだれでも見れないように、PW（パスワードの設定）・アクセス制限（データへのアクセスを出来る人間を制限）などの措置が必要となります。これらの措置は、ほとんど無償で出来はずです。

□ **従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。**

- ※ やはりシュレッダーは必要ようです。
- ※ 「パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう」とありますが、PCを廃棄（リース・アップに場合を含む）する場合は要注意で、ハード・ディスクが完全に壊れるよう業者に依頼するなどの措置が必要となります。

最後に、「従業員の皆さんへの確認事項」です。

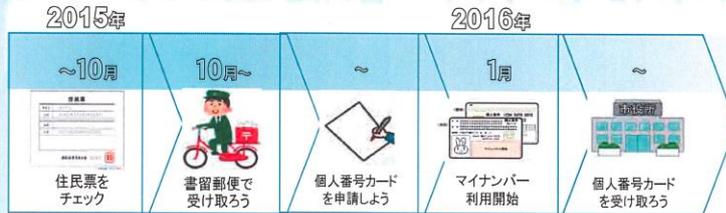
□ **裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。**

- ※ ちなみに、裏面は次頁のようです。

# マイナンバー制度、はじまります。



愛称：マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・ 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。



マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は  で検索。又は **0570-20-0178** へお問い合わせください。

(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く 9:30~17:30